

「国道 20 号西府町・谷保電線共同溝 PFI 事業」

特定事業の選定の取り消しの公表について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定し、令和 5 年 11 月 10 日付けで募集要項等を公表しました「国道 20 号西府町・谷保電線共同溝 PFI 事業」については、応募者によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないことが判明したため、特定事業の選定を取り消しましたので、公表します。

令和 7 年 2 月 27 日

国土交通省関東地方整備局長 岩崎 福久